

第4章 生活関連施設および生活関連経路の選定と 重点整備地区の区域

1. 生活関連施設選定の考え方

(1) 生活関連施設について

生活関連施設とは

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」(法第2条第1項第21号イ)のことであり、該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたります。生活関連施設は、基本構想においてバリアフリー化を図るべき施設となることから、対象施設の選定に当たっては、施設設置管理者の意向も踏まえながら選定する必要があります。また、重点整備地区内には、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在する必要があります。

生活関連施設選定の考え方

枚方市交通バリアフリー基本構想(平成17年3月策定)では、主要施設の選定の考え方が示されていることから、本基本構想においてもその考え方を踏まえつつ、次のような考え方とします。

生活関連施設選定の考え方

特定旅客施設又は特別特定建築物に該当する施設を3以上選定します。

鉄道駅は地区における最大の利用者が見込まれる施設であることから、必ず生活関連施設とします。

官公庁施設、福祉施設、医療施設、教育施設、文化・レクリエーション施設、都市公園、公益サービス施設、商業施設など、不特定多数又は、高齢者、障害者等が日常よく利用する施設のうち、事業実施の必要性の観点から、多数の利用者が見込める施設を対象とします。

公園は、幅広い利用者が見込める比較的大規模な近隣公園、地区公園、総合公園等を対象とします。

2. 生活関連経路選定の考え方

(1) 生活関連経路について

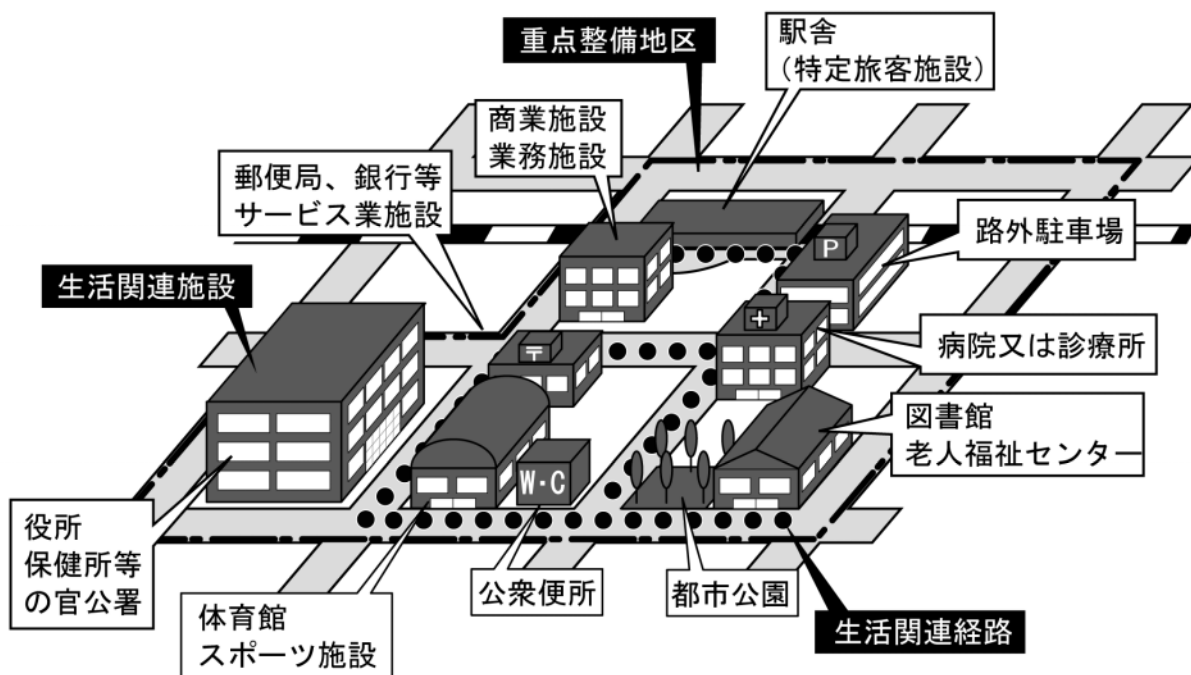
生活関連経路とは

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」(法第2条 第1項 第21号口)のことであり、生活関連施設の間を結ぶ道路、駅前広場のほか、建築物等における敷地内通路も生活関連経路とすることができます。生活関連経路も、基本構想においてバリアフリー化を図るべき施設となることから、生活関連施設と同様、施設設置管理者の意向も踏まえ選定する必要があります。

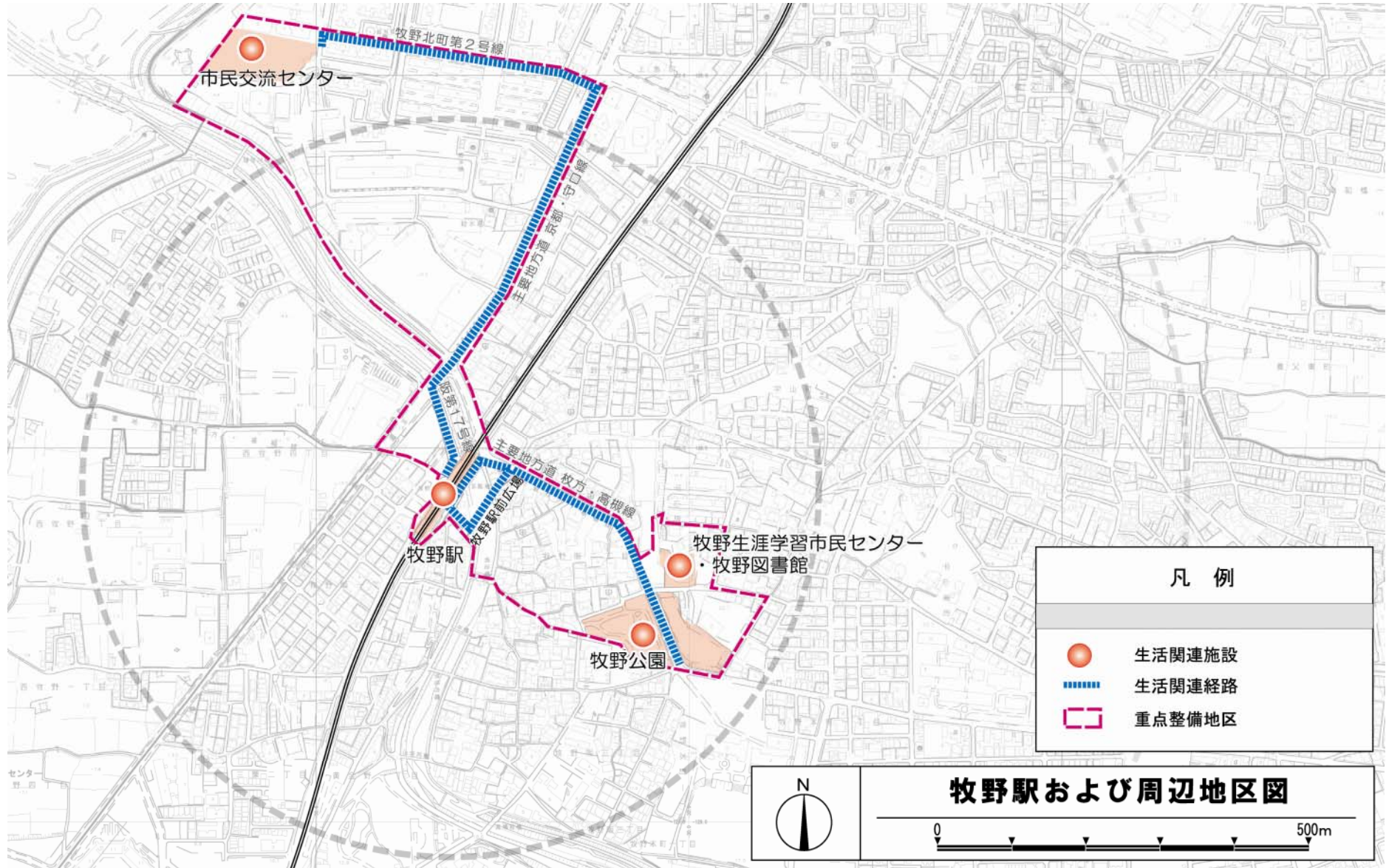
生活関連経路選定の考え方

生活関連経路は、生活関連施設間を結ぶ主要な経路とし、都市計画道路に設定されているなど地区の将来性も考慮して選定します。

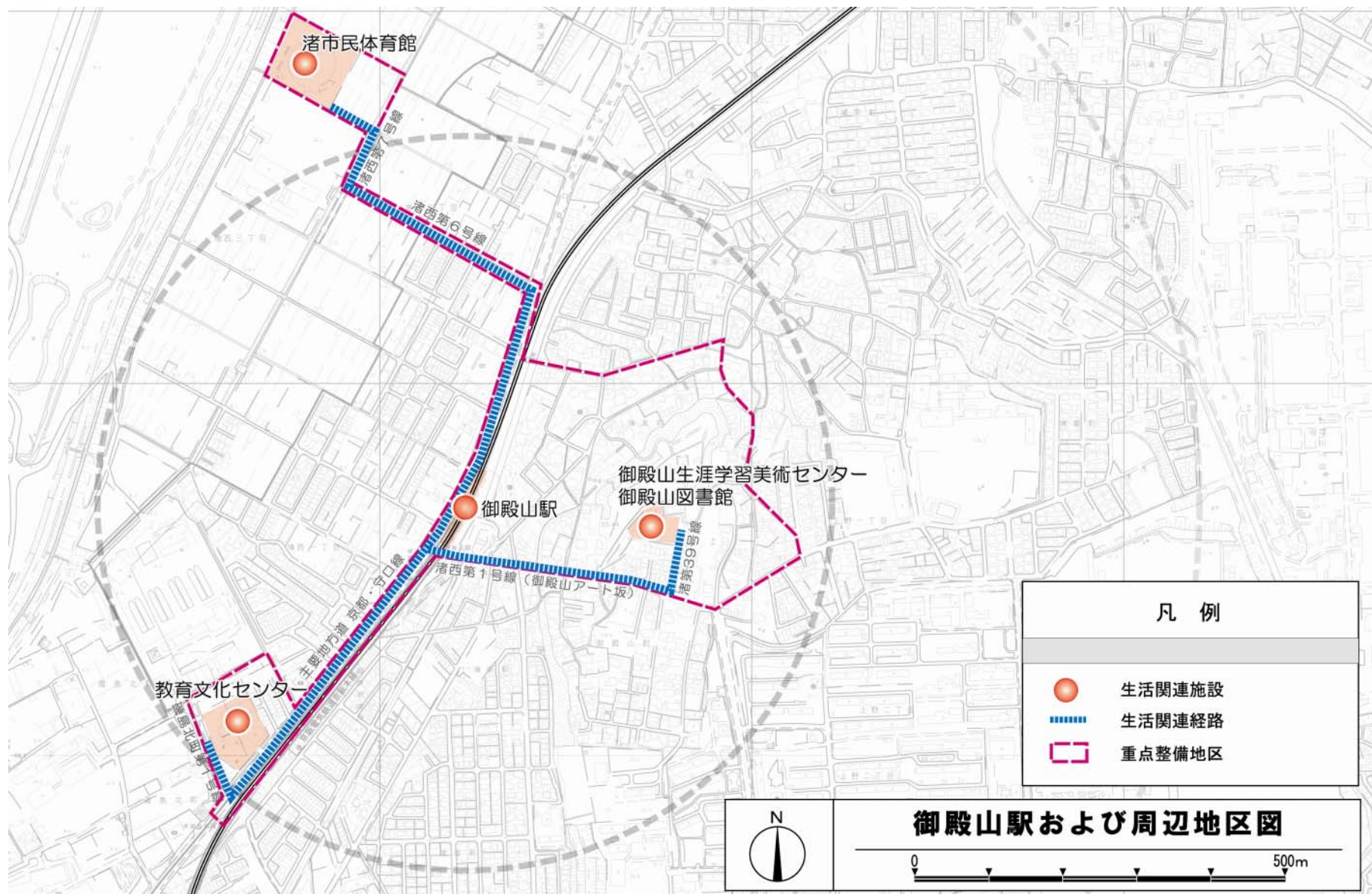
【重点整備地区のイメージ図】



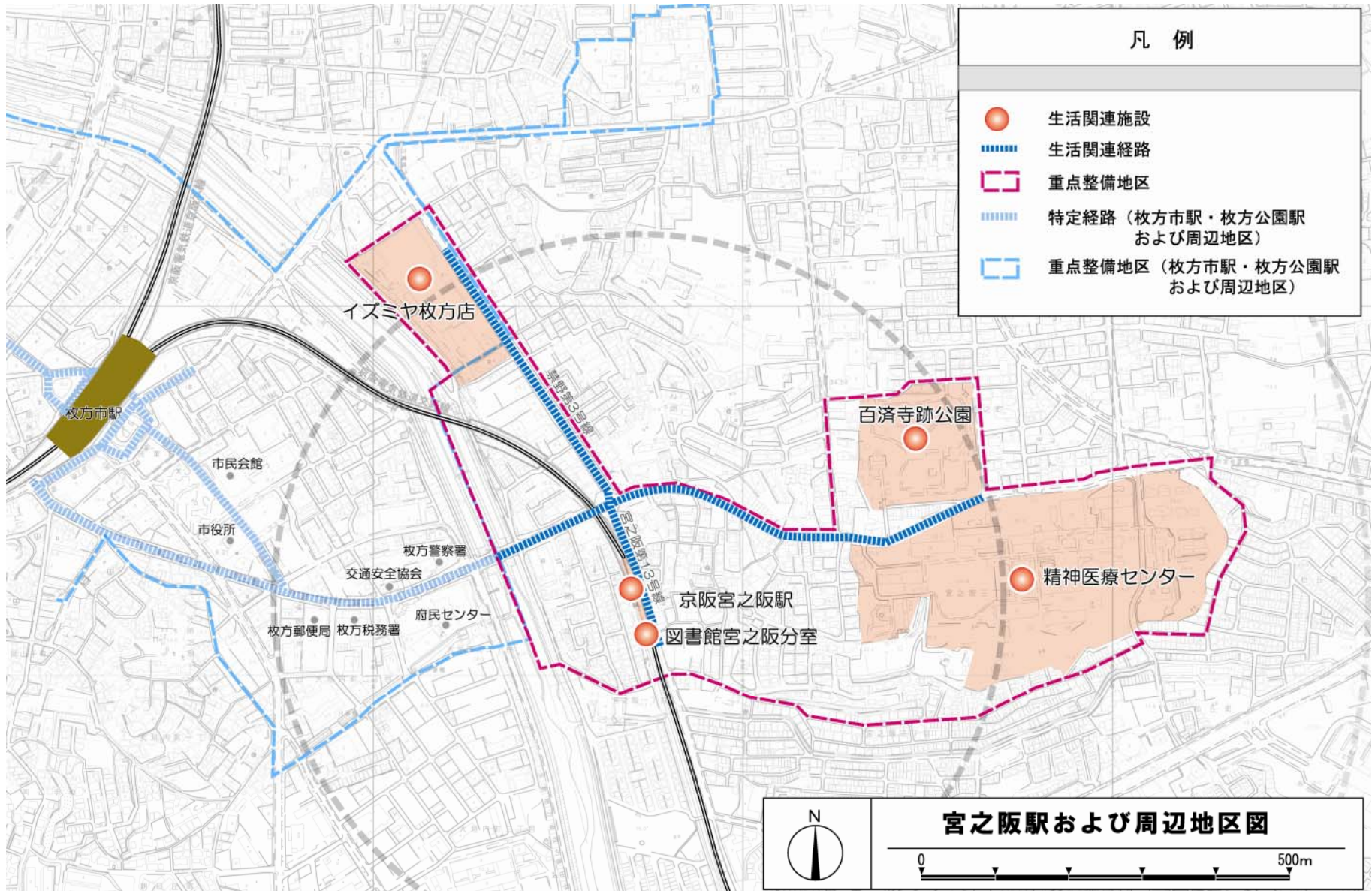
牧野駅および周辺地区



御殿山駅および周辺地区



宮之阪駅および周辺地区



津田駅および周辺地区

